

○独立行政法人国立科学博物館動物実験実施規則

平成22年7月27日
館長決裁

最終改正
平成24年4月21日
館長決裁

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）において動物実験（以下「実験」という。）が、科学的観点、動物福祉の観点、環境保全の観点、及び動物実験等を行う研究者等の安全確保の観点から、適切に実施されることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則の解釈に関する用語の定義については、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月）」、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「法律等」という。）に定めるところによる。

(対象)

第3条 この規則は、科学博物館において行われる哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての実験を対象とする。

(館長の責務)

第4条 国立科学博物館長（以下「館長」という。）は、法律等の定めるところにより、実験従事者が行う実験の科学的、及び動物福祉、環境保全上の適切性、並びに実験の安全性の確保について包括的に責任を負うものであり、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。

- 一 第5条に規定する動物実験委員会（以下この条において「委員会」という。）の委員を任命すること。
- 二 実験方法の改善の勧告、実験計画の変更、実験の一時停止命令及び承認の取り消しを行うこと。
- 三 委員会に審議申請のあった実験計画について、委員会の審議を経て、当該実験について承認を与えるか否かの決定をすること。
- 四 その他実験の適切性及び安全確保に関する基本的事項を定めること。

(委員会)

第5条 科学博物館に実験の適切な実施を指導助言するため、動物実験委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査・審議し、並びに館長に対し助言又は勧告を行う。

- 一 マニュアル等の立案。
 - 二 実験に係わる内部規則等の制定または改廃に関する事。
 - 三 実験計画の適切性に関する事。
 - 四 実験にかかる教育訓練及び健康管理に関する事。
 - 五 動物の飼育・維持管理における施設・設備に関する事。
 - 六 事故発生の際に必要な措置及び改善策に関する事。
 - 七 その他実験の適切性、動物福祉、環境保全及び安全性確保に関する事。
- 3 委員会は、必要に応じ第6条に定める実験責任者に対し、実験の管理に関する報告を求めることができるものとする。
- 4 委員会は、館長が指名又は委嘱する次に掲げる委員で組織する。
- 一 分子生物多様性研究資料センター長
 - 二 動物実験に携わる研究者
 - 三 哺乳類、鳥類、爬虫類の専門家である研究者
 - 四 動物実験に関する科学的、生命倫理的、動物福祉的識見を有する研究者
 - 五 前各号に規定する者以外の自然科学系の研究者 若干名
 - 六 職員の健康・安全管理等に責任を有する事務系職員
 - 七 前各号に定める者のほか、館長が必要と認めた者
- 5 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 7 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員会に委員長を置き、第4項第1号に定める分子生物多様性研究資料センター長をもって充てる。
- 9 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 10 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

(実験責任者)

第6条 実験の計画及び実施に当たっては、実験ごとに、実験従事者の中から実験責任者を定めなければならない。

- 2 実験責任者は、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。
- 一 実験計画の立案及び実施に際しては、この規則を十分に遵守し、実験全体の適切な管理・監督にあたる。
 - 二 実験従事者に対して、実験の科学的、及び動物福祉、環境保全上の適切性、並びに安全確保に関する教育訓練を行う。
 - 三 実験を実施しようとする際には、この規則に定められた必要書類を委員会に提出し、必要に応じて承認を受けなければならない。実験計画を変更しようとする場合も同様とする。

(実験従事者)

第7条 実験従事者は、実験の計画及び実施に当たっては、安全確保について十分に自

覚し、必要な配慮をするとともに、あらかじめ、実験に係る標準的な手法、並びに実験に特有な操作方法及び関連する技術に精通し、習熟していなければならない。

(実験計画の立案、届出及び申請手続、審査)

第8条 実験責任者は、実験の科学的、及び動物福祉、環境保全上の適切性、並びに実験の安全性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて実験計画を立案し、所定の実験計画書を館長に提出すること。

- 一 研究の目的、意義及び必要性。
- 二 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- 三 実験動物の使用数削減のため、実験の目的に適した実験動物種の選定、実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- 四 苦痛の軽減により実験を適切に行うこと。
- 五 苦痛度の高い実験を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。

2 館長は、実験責任者から実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該実験責任者に通知すること。

3 実験責任者は、動物実験計画について委員会の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

(実験の終了又は中止の報告)

第9条 実験責任者は、実験を終了又は中止した場合には、その旨を当該研究部長を経て館長に報告しなければならない。

(施設・設備の管理及び保全)

第10条 実験責任者は、実験がこの規則に沿って行えるよう施設・設備の整備に努め、実験に係る施設・設備の維持・管理について、法律等に定めるところにより、定期的に及び必要に応じて点検を行い、もって、物理的封じ込め等の基準に適合するように努めなければならない。

(実験試料及び廃棄物の取扱い)

第11条 実験従事者は、実験試料及び廃棄物の取扱いに当たっては、法律等に定めるところにより、安全確保を図るための措置を講じなければならない。

(教育訓練)

第12条 実験責任者は、委員会委員長の指示又は助言の下に実験従事者に対し、実験の開始前に法律等及びこの規則を熟知させるとともに、次に掲げる事項について教育訓練を行わなければならない。

- 一 危険度に応じた微生物安全取扱技術
- 二 物理的封じ込めに関する知識及び技術
- 三 生物学的封じ込めに関する知識及び技術
- 四 実施しようとする実験の危険度に関する知識
- 五 事故発生の場合の措置に関する知識

六 その他実施しようとする実験の安全の確保に関し必要な知識及び技術
(健康管理)

第13条 館長は、実験従事者に対し、法律等に定めるところにより、健康管理を行うものとする。

2 前項の規定に基づく健康診断については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令に定めるところによる。

3 健康診断の記録は5年間保存するものとする。

4 実験従事者は、絶えず自己の健康について注意し、健康に変調をきたした場合又は重症若しくは長期にわたる病気にかかったときは、実験責任者を通じて所属する研究部長及び委員会委員長に報告しなければならない。この事実を知りえた者も、これと同様とする。

(異常事態発生時の措置)

第14条 異常事態を発見したものは、直ちに実験責任者に通報しなければならない。

2 実験責任者は、必要に応じて緊急措置をとるとともに、直ちに研究部長及び委員会委員長に通報し指示をあおがねばならない。

3 研究部長は、緊急措置を講じた場合には、すみやかに異常事態発生の状況及び応急措置の概要等を館長に報告しなければならない。

(他の規則との関連)

第15条 実験が、独立行政法人国立科学博物館組換えDNA実験安全実施規則の適用を受ける場合には、実験責任者はその実施要項等を遵守しなければならない。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、実験の安全確保に関し必要な事項は委員会の議を経て、館長が別に定める。

(庶務)

第17条 委員会に係る庶務は、研究推進・管理課において処理する。

附 則

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。